

令和元年第6回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和元年7月24日（水）午前10時00分から10時15分

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（10人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	6番	小笠原 正
	7番	小笠原章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	宇藤 誠朗

4. 欠席委員（0人）

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第14号 非農地証明願について

第3 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 都築 広行

書記 平石 このか

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆さまがお揃いですので、ただいまより令和元年第6回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

出席委員は、10名中10名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、8番三谷晴喜委員、9番上池如夫委員にお願いいたします。

次に日程第2、議案第14号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページをご覧ください。議案第14号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町[REDACTED]、外6筆で、台帳地目は田、現況地目は山林です。申請者は記載のとおりです。7月8日に担当委員の小笠原正委員と事務局都築及び平石で申請者立会いのもと、現地確認を行いました。こちらについては、平成元年頃より耕作をしていなかったことから、現在は山林化しており、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。ご審議の程よろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第14号について、担当委員の説明を求めます。6番小笠原正君。

〔小笠原正委員〕

はい、6番の小笠原です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、申請地は周辺の山林と一体化しており、農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第14号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。議案第14号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり証明することといたします。

次に日程第3、議案第15号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、15ページをご覧ください。議案第15号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]、外1筆で申請理由は売買です。登記地目、現況地目ともに田となっており、合計面積は2,138㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

7月5日に譲受人立会いのもと、担当委員の宇藤委員と事務局都築、平石で現地を確認して参りました。

お手元の資料31ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回申請農地をすべて耕作する

予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人の規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託ではないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、9ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の下限面積ですが、申請者の経営農地は16ページにもありますとおり7,286.17㎡あり、当委員会が定める耕作の下限面積である3,000㎡を満たしておりますので、問題ありません。

6号の転貸禁止要件ですが、許可申請農地はすべて譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

7号の地域調和要件ですが、申請地ではこれまで水稻の栽培が行われ、譲受人も同様の栽培を行う予定であること、また譲受人は以前から申請地付近で農業に従事しており、自宅も今回の申請農地から近く、周囲の農地管理について弊害などが発生することはないと思われることから、地域調和について支障は生じないものと考えます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり7月5日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

次に、議案第15号について担当委員の説明を求めます。10番宇藤誠朗君。

〔宇藤委員〕

はい、10番の宇藤です。先ほど事務局の説明にもありましたとおり、譲受人は水稻の栽培をするということで、計画どおりの管理が見込めるものと考え、現地確認を行った際にも問題はないと判断いたしました。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第15号について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第15号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に、日程第4その他の件について、事務局より説明を願います。

〔事務局書記〕

- ・ 8月の総会の日程について（8月28日水曜日10時からを予定）
- ・ 農地パトロールについて（日程調整、説明等）
- ・ 農業者年金加入推進活動計画及び加入推進部長の選任について
- ・ 農業委員の担当地区一部変更について

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和元年第6回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 8番

署名委員 9番
